

5 児童福祉法に基づくサービス

心身の発達につまづきのある子どものためのさまざまなサービスを実施しています。平成24年4月から、児童福祉法に根拠規程が一本化され、体系も再編されました。

障害児通所支援サービスを利用する保護者は、市町村に障害支援区分の認定について申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受け、利用する施設と契約を結ぶこととなります。

児童発達支援

こども夢づくり課

西庁舎窓口番号㊿ TEL (0866) 92-8265

一人ひとりの発達に合った個別支援計画を立て、個別療育や集団療育をしながら基本的な生活習慣の自立を援助します。また、発達障がいに対応した療育も行います。

5

児童福祉法に基づくサービス

○対象 発達に遅れやつまづきのある就学前の子ども

○費用 費用の1割負担（原則）

（月額負担上限額あり、非課税世帯・生活保護世帯は利用料が免除になります。）

総社市内の児童発達支援事業所

名称	住所	電話番号 (0866)
総社はばたき園（全日支援）	総社市小寺365	92-2384
かしゆかしゆ	総社市小寺365（総社はばたき園内）	090-1684 -9542
サポートセンター はるかぜ	総社市久代4598-1	96-2992
コロココロン	総社市駅前二丁目15-18	95-2724
児童発達支援事業所 ていんくる	総社市中央六丁目8-106	95-2154
サポートセンター かがやき	総社市小寺958	94-3500
発達支援事業ハロウ	総社市井手366-4	92-0086
児童発達支援事業所 たんぽぽ	総社市駅南一丁目26-3 ブランドール2F	31-8981
こぱんはうすさくら 総社東教室	総社市井手578-1 オフィス21 2F	31-8847
学習支援レインボー 総社中央教室	総社市総社二丁目1-30	31-8211
多機能型事業所 LaLa	総社市門田1209	95-2373

放課後等デイサービス

こども夢づくり課

西庁舎窓口番号③番 TEL (0866) 92-8265

就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と連携して、子どもの自立を促進します。

○対象 発達に遅れやつまずきのある就学中の子ども

○費用 費用の1割負担（原則）

（月額負担上限額あり，非課税世帯・生活保護世帯は利用料が免除になります。）

総社市内の放課後等デイサービス事業所

名称	住所	電話番号 (0866)
サポートセンター はるかぜ	総社市久代4598-1	96-2992
コロニコロン	総社市駅前二丁目15-18	95-2724
児童発達支援事業所 ていんくる	総社市中央六丁目8-106	95-2154
発達支援事業 ハロウ	総社市井手366-4	92-0086
ソーシャルスキルサポート ふぁみりえ	総社市中央四丁目22-106 メゾン石田103・105	94-5606
東総社放課後等デイサービス にこにこ	総社市福井2081	31-5366
児童発達支援事業所 たんぽぽ	総社市駅南一丁目26-3 プランドール2F	31-8981
夢門塾ゆうゆう総社	総社市中央六丁目9-101	31-6616
こばんはうすさくら 総社東教室	総社市井手578-1 オフィス21 2F	31-8847
学習支援レインボー 総社中央教室	総社市総社二丁目1-30	31-8211
サポートセンターかがやき	総社市小寺958	94-3500
多機能型事業所 LaLa	総社市門田1209	95-2373

5

児童福祉法に基づく
サービス

保育所等訪問支援

こども夢づくり課
西庁舎窓口番号③③ Tel (0866) 92-8265

児童が集団生活を送っている施設を保育所等訪問支援事業所の職員が月に2回程度訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

- 対象 保育所、幼稚園、学校等で集団生活に入りにくいなどの心配や不安のある児童
○費用 費用の1割負担（原則）
（月額負担上限額あり、非課税世帯・生活保護世帯は利用料が免除になります。）

総社市内の保育所等訪問支援事業所

名称	住所	電話番号 (0866)
総社はばたき園（現在指定のみ）	総社市小寺365	92-2384
発達支援事業ハロウ	総社市井手366-4	92-0086
児童発達支援事業所ていんくる	総社市中央六丁目8-106	95-2154
コロソコロソ（休止中）	総社市駅前二丁目15-18	95-2724
サポートセンターかがやき	総社市小寺958	94-3500
夢門塾ゆうゆう総社	総社市中央六丁目9-101	31-6616

特定・障害児相談支援事業所

こども夢づくり課
西庁舎窓口番号③③ Tel (0866) 92-8265

サービスを利用する方の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を考慮した上で、利用するサービス等の計画を作成し、サービス事業者との連絡調整等を行います。
また、サービス開始後、定期的にサービス利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

- 対象 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等を利用する子ども
○費用 無料

総社市内の相談支援事業所・相談支援センター

名称	住所	電話番号 (0866)
特定・障害児相談支援事業所 らぼーる	総社市小寺365 総社はばたき園内	92-2384
相談支援事業所『あみーたⅡ』	総社市下林1287-1 吉備自立支援センター内	90-0907
総社市社会福祉協議会 相談支援センター	総社市中央一丁目1-3 総合福祉センター内	92-8559
相談支援事業M p（エムピー）	総社市井手366-4	92-0086
愛の実相談支援センター	総社市黒尾632	37-5579
相談支援事業所 そうじゃ晴々	総社市南溝手421-1	94-4333
相談支援事業所 プラン（休止中）	総社市駅南一丁目21-20	31-7177

サービス利用までの流れ

こども夢づくり課

西庁舎窓口番号㉓ Tel (0866) 92-8265

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等のサービスを利用するには、手続きが必要です。

こども夢づくり課 窓口

1 サービス利用申請



相談支援事業所

2 相談支援事業所と契約

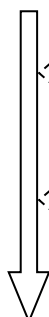
3 アセスメント

4 障害児支援利用計画案作成



こども夢づくり課 窓口

5 書類を提出



サービスを提供する事業所

6 契約

アセスメント

7 サービス利用開始

1 サービス利用の申請をします。

持参するもの ・診断書、医師の意見書または療育手帳

※総社市に住民票がない期間があった場合は、申請者、世帯員等の個人番号が分かるものまたは、課税証明書が必要と
なることがあります。

※相談支援事業所で障害児支援利用計画を立てるための書類をお渡します。

2 1で受け取った書類を持参し、相談支援事業所と契約をします。
(予約が必要です)

3 相談支援専門員は保護者から児童の心身の状況、日常生活の様子を聞き、どのようなサービスが必要か、保護者と一緒に考えます。

4 相談支援事業所が障害児支援利用計画案を作成します。

5 申請者は次の書類をこども夢づくり課に提出します。

・相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案
・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

サービスの支給量やモニタリング期間が決まり、通所受給者証と障害児通所給付費支給決定通知書が交付されます。

相談支援事業所から障害児支援利用計画が交付されます。

6 サービスを受けようとする事業所とサービス利用の契約をします。

持参するもの ・通所受給者証
・障害児通所給付費支給決定通知書

7 サービスを利用開始します。

※サービス開始後、定期的に障害児支援利用計画の見直し
(モニタリング)を行います。

5

児童福祉法に基づく
サービス

療 育 相 談 事 業

こども課母子保健係
窓口番号㊿ TEL (0866) 92-8268

発達の遅れなど、気になる子どもの相談や療育を行っています。

●総合検診

心身の発達について、専門家が相談に応じます。

- ・実 施 日…年5回（要予約）
- ・実施内容…臨床心理士による発達検査
…言語聴覚士による言語発達検査
…内科診察
- ・利 用 料…無料

5

●総社 PEC 〈ペック〉

早期の段階から、親子ともに継続的な療育指導を行います。

また、さまざまな相談にも応じます。

- ・実施日…月1回（前半5～9月、後半11～3月）（要予約）
- ・相談員…保健師，保育士，こどもの発育発達支援の専門スタッフなど
- ・利用料…無料

- 対象 市の発育発達相談等にて，参加が必要と判断された就学前の子ども（要予約）
- 問い合わせ こども課 母子保健係 TEL （０８６６）９２－８２６１
ちびっこひろば（山手保健センター） TEL （０８６６）９３－９８３４